

第34回（令和3年度 第2回）
基山町地域公共交通活性化協議会

◇日 時：令和3年6月28日（月）
14：00～15：00
◇場 所：基山町役場4階大会議室

◇次 第

1. 開 会

2. 会長挨拶・委員紹介

3. 規約改正

4. 役員を選出

5. 議長の選出

6. 協 議 事 項（第34回基山町地域公共交通活性化協議会）

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| （1） 令和2年度事業報告及び決算報告 | 【資料1】 1～7 ページ |
| （2） 令和3年度予算及び事業計画（案） | 【資料2】 8～10 ページ |
| （3） 令和4年度生活交通確保維持改善計画（案） | 【資料3】 11～24 ページ |
| （4） 地域公共交通計画 | 【資料4】 25 ページ |
| （5） その他 | |
| ① コロナワクチン接種巡回バス | 【資料5】 26～27 ページ |
| ② 令和3年10月からの運行業者選定プロポーザル | 【資料6】 28～34 ページ |
| ③ きやま地方創生モビリティ研究会 | 【資料7】 35 ページ |

7. 閉 会

令和2年度 基山町地域公共交通活性化協議会 事業報告

(1) 地域公共交通活性化協議会

- ・ 第30回（令和2年度 第1回）令和2年5月14日書面開催
（協議事項）
役員の改選（副会長）について

- ・ 第31回（令和2年度 第2回）令和2年7月16日開催
（協議事項）
 - ① 令和元年度事業報告及び決算報告
 - ② 令和2年度予算及び事業計画（案）
 - ③ 令和3年度生活交通確保維持改善計画（案）
 - ④ その他
 - ・ コミュニティバス有料広告新規掲載について
 - ・ 自主返納者アンケート結果

- ・ 第32回（令和2年度 第3回）令和3年1月19日開催
（協議事項）
 - ① 地域公共交通確保維持改善事業（令和元年10月～令和2年9月）に関する事業評価について
 - ② アンケート調査結果について
 - ③ 地域公共交通計画について
 - ④ その他
 - ・ 免許証自主返納者等利用状況
 - ・ 各区出前講座等の実績について
 - ・ コミュニティバスの運行の今後の方向性について
 - ・ コミュニティバスお試し乗車について
 - ・ きやま地方創生モビリティ研究会の発足について

(2) 利用促進に関すること

- ・ 時刻表及び運行ルート等の見直し⇒R2.10月ダイヤ改正
- ・ ダイヤ改正に向けた時刻表の印刷及び周知⇒9月15日号広報と併せて配布
- ・ バス停の移設（高速基山P&R）⇒R2.10月～設置
- ・ 事業者との連携（コミバスの告知、時刻表の設置など）⇒随時実施
- ・ 広告掲載⇒3件
- ・ 広報おすすめルートの作成
- ・ 企画乗車券の実施
 - 移住体験住宅利用者への無料乗車券（R2.10月～）⇒0件
 - 1か月フリーパス作成（R2.10月～）⇒1件
- ・ 運転免許返納サービス見直し（R2.10月～対象者の無料利用を実施）
⇒1,366件（別紙）

(3) バス運行事業所及び地域等との取組

- ・ 出前講座等での説明（各種出前講座等でのコミュニティバスの利用説明）
（計 5か所、113名）（別紙）

免許証自主返納者利用実績推移(R2年度)

	1号車	2号車	合計	免許証自主返納者数 (役場窓口)
4月	43回	59回	102回	21人
5月	74回	79回	153回	6人
6月	101回	95回	196回	5人
7月	83回	75回	158回	8人
8月	81回	88回	169回	11人
9月	74回	70回	144回	6人
10月	134回	107回	241回	9人
11月	112回	89回	201回	9人
12月	128回	111回	239回	6人
1月	97回	88回	185回	14人
2月	122回	101回	223回	7人
3月	137回	140回	277回	12人

コミュニティバス関連出前講座 実績(R2年度)

日時	団体名	場所など	人数	内容など
2020年8月6日	基山町民生委員児童委員協議会	基山町民会館	35名	運転免許証自主返納に関する支援について、10月1日～の変更内容について 住民課の説明の後10分程
2020年8月26日	基山町社会福祉協議会座談会	社会福祉協議会	6名	コミュニティバスに関する取組等について (質疑も含め90分程)
2020年9月24日	14区 きらら会	14区公民館	23名	運転免許証自主返納に関する支援について、10月1日～の変更内容について 住民課の説明の後15分程
2020年12月9日	16区高齢者クラブ	16区公民館	19名	高齢者運転免許証自主返納に関する支援について 住民課の説明の後20分程
2021年3月15日	主婦の広場	町民会館	30名	高齢者運転免許証自主返納について
合計			113名	

令和2年度 コミュニティバス運行に係る決算

1. 基山町地域公共交通活性化協議会

		(令和2年度)	(平成31年度)	比較	単位:円
令和2年度決算報告	歳入	1,168,038	1,619,413	-451,375	
	歳出	1,168,038	1,619,413	-451,375	

2. コミュニティバス運行支援

		(令和2年度)	(平成31年度)	比較	単位:円
事業者運行費用 (R2.4.1~R3.3.31) … ①		22,055,187	21,728,604	326,583	備考
運行に係る収入 (R2.4.1~R3.3.31) … ②		1,578,934	1,953,614	-374,680	
運賃収入	1号車(西鉄バス佐賀株)	642,434	827,164	-184,730	
	2号車((有)基山タクシー)	190,500	242,450	-51,950	
回数券販売	1号車(西鉄バス佐賀株)	376,000	518,000	-142,000	きやまんきっぷ 319,000
	2号車((有)基山タクシー)	275,000	268,000	7,000	げんきっぷ 332,000
	役場	95,000	98,000	-3,000	
(国)補助金 (R1.10.1~R2.9.30) … ③		6,053,000	6,172,000	-119,000	地域内フィーダー系統確保 維持費国庫補助金
(町)負担金 (R2.4.1~R3.3.31) … ④ (①-②-③=④)		14,423,253	13,602,990	820,263	

3. 利用実績

令和2年度 総利用者数 22,600 人 … ⑤ (26,285人平成31年度)

利用者1人当たりの運行費用(運行費用① / 利用者数⑤)

976 円 (827円/人平成31年度)

利用者1人当たりの町負担費用(町負担費④/利用者数⑤)

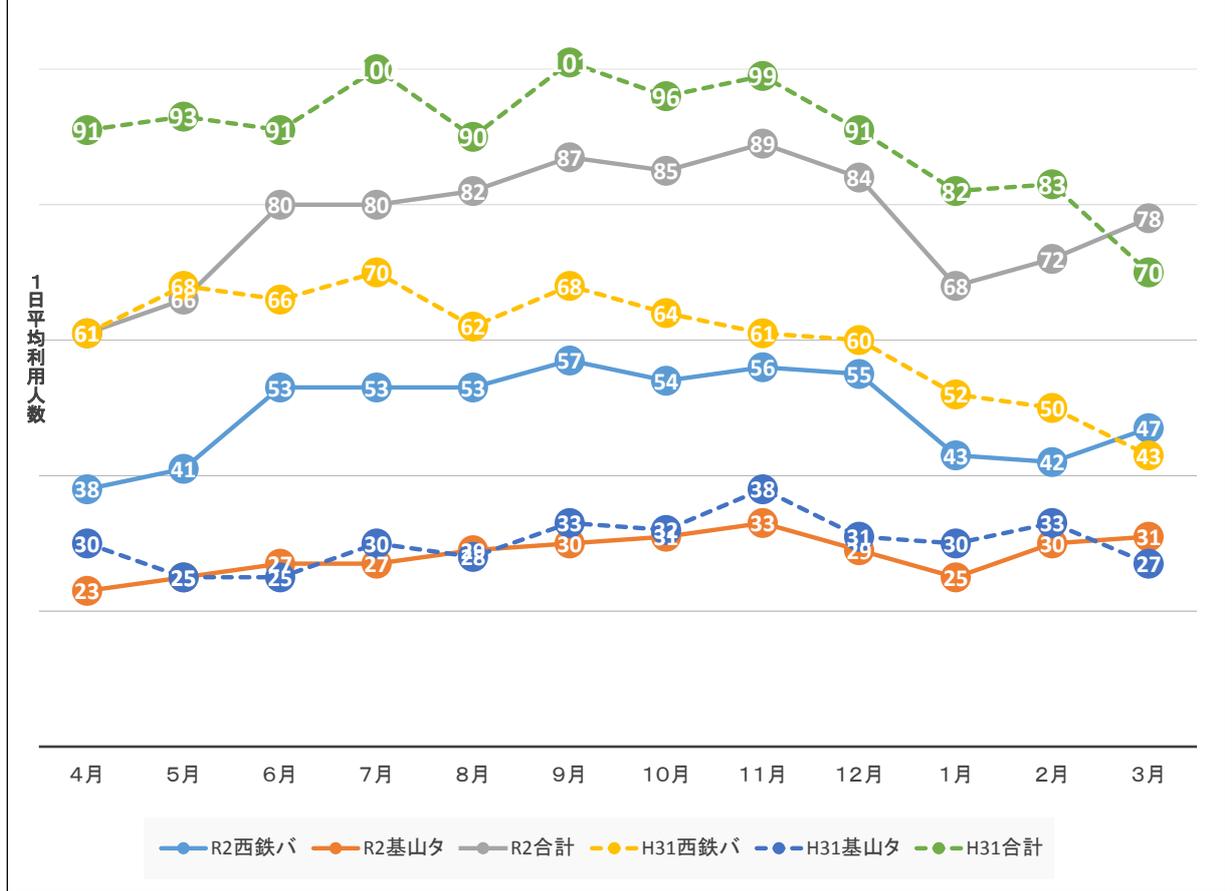
638 円 (518円/人平成31年度)

令和2年度 基山町地域公共交通活性化協議会【歳入決算】

款項目 科目名	予算現額					調定日	調定番号	調定金額	収入済額	収入未済額	備考	
	当初予算	補正予算	繰越・充当	計	節							
					区分							金額
歳入全体	2,701,000	0	0	2,701,000				2,468,414	2,468,414	0		
1 負担金	2,100,000	0	0	2,100,000				2,100,000	2,100,000	0		
1 負担金	2,100,000	0	0	2,100,000				2,100,000	2,100,000	0		
1 負担金	2,100,000	0	0	2,100,000	1 負担金	2,100,000	6月10日	4	2,100,000	2,100,000	0	基山町負担金当初2,100,000円歳入
4 諸収入	601,000	0	0	601,000				368,414	368,414	0		
1 預金利息	1,000	0	0	1,000				14	14	0		
1 預金利息	1,000	0	0	1,000	1 預金利息	1,000	8月17日	7	5	5	0	
							2月22日	15	9	9		
2 雑入	600,000	0	0	600,000				368,400	368,400	0		
1 雑入	600,000	0	0	600,000	1 雑入	600,000	3月19日	1	20,000	20,000		広告収入(フランスベッド販売4月掲載分)
							5月20日	2	40,000	40,000		広告収入(フランスベッド販売5・6月掲載分)
							5月27日	3	120,000	120,000		広告収入(風のつばさR2.6月～R3.5月分)
							6月19日	5	20,000	20,000		広告収入(フランスベッド販売7月掲載分)
							7月20日	6	20,000	20,000		広告収入(フランスベッド販売8月掲載分)
							8月20日	8	20,000	20,000		広告収入(フランスベッド販売9月掲載分)
							9月23日	9	20,000	20,000		広告収入(フランスベッド販売10月掲載分)
							10月20日	10	20,000	20,000		広告収入(フランスベッド販売11月掲載分)
							11月20日	11	20,000	20,000		広告収入(フランスベッド販売12月掲載分)
							12月21日	12	20,000	20,000		広告収入(フランスベッド販売1月掲載分)
							1月20日	13	20,000	20,000		広告収入(フランスベッド販売2月掲載分)
							2月19日	14	20,000	20,000		広告収入(フランスベッド販売3月掲載分)
							4月7日	16	8,400	8,400		コミバスポイント基山シール会負担分

令和2年度		計	返還金合計	合計	備考
	歳入決算額	2,468,414円	1,300,376円	1,168,038円	※町から協議会への負担金残額及び預金利息については、基山町へ戻入(返還金)。
	歳出決算額	1,168,038円		1,168,038円	

コミュニティバス利用者実績の推移(H31年度～R2年度)



令和2年度 基山町コミュニティバス 乗降者数 実績

令和2年度	運行日数	1号車		2号車		合計	
		利用者数	1日平均	利用者数	1日平均	利用者数	1日平均
4月	25	957	38	567	23	1,524	61
5月	23	953	41	582	25	1,535	66
6月	26	1,368	53	713	27	2,081	80
7月	25	1,334	53	687	27	2,021	80
8月	25	1,335	53	717	29	2,052	82
9月	23	1,313	57	693	30	2,006	87
10月	27	1,468	54	824	31	2,292	85
11月	23	1,285	56	759	33	2,044	89
12月	24	1,319	55	694	29	2,013	84
1月	21	904	43	531	25	1,435	68
2月	22	915	42	660	30	1,575	72
3月	26	1,221	47	801	31	2,022	78
合計	290	14,372	50	8,228	28	22,600	78
前年比	0	-3,175	-11	-510	-2	-3,685	-13

平成31年度 基山町コミュニティバス 乗降者数 実績

平成31年度	運行日数	1号車		2号車		合計	
		利用者数	1日平均	利用者数	1日平均	利用者数	1日平均
4月	24	1,468	61	712	30	2,180	91
5月	22	1,495	68	545	25	2,040	93
6月	25	1,656	66	632	25	2,288	91
7月	26	1,832	70	789	30	2,621	100
8月	26	1,609	62	723	28	2,332	90
9月	23	1,562	68	757	33	2,319	101
10月	25	1,608	64	789	32	2,397	96
11月	24	1,457	61	910	38	2,367	99
12月	24	1,435	60	754	31	2,189	91
1月	23	1,186	52	685	30	1,871	82
2月	23	1,155	50	767	33	1,922	83
3月	25	1,084	43	675	27	1,759	70
合計	290	17,547	61	8,738	30	26,285	91

会計監査報告

令和2年度基山町地域公共交通活性化協議会の会計決算について関係諸帳簿
証拠書類により審査いたしました。

その結果、歳入歳出とも正確に記載がなされ、適正に処理されていることを
確認いたしましたので、ここに報告いたします。

令和3年4月27日

監事 藤丸信一 

監事 天本正弘 

令和3年度 基山町地域公共交通活性化協議会 事業計画（案）

令和3年度	令和2年度
(1) 地域公共交通活性化協議会 ・協議会開催（年3回 4月（書面）、6月、1月）	(1) 地域公共交通活性化協議会 ・協議会開催（年3回 5月（書面）、7月、1月）
(2) 利用促進に関すること ・時刻表及び運行ルート等の見直し（10月改正） ・ダイヤ改正に向けた時刻表の印刷及び周知（9月15日号広報と併せて配布） ・バス停の新設（基山町総合グラウンド駐車場内）（10月～） ・事業者との連携（時刻表、おすすめルート帳の設置等） ・広告募集 ・ギャラリーバス等の運行（ふれあいフェスタでの利用促進イベント） ・コミュニティバス周遊ルート開拓事業（広報、移住ブログ（コロナ禍明け）） ・コロナワクチン個別接種コミュニティバスの運行 ・企画乗車券の実施（移住体験住宅利用者への無料乗車券、1か月フリーパス、イベント参加者への無料乗車券）	(2) 利用促進に関すること ・時刻表及び運行ルート等の見直し（10月改正） ・ダイヤ改正に向けた時刻表の印刷及び周知（9月15日号広報と併せて配布） ・バス停の移設（高速基山P&R）（10月～） ・事業者との連携（時刻表、おすすめルート帳の設置等） ・広告募集 ・ギャラリーバス等の運行（ふれあいフェスタでの利用促進イベント） ・コミュニティバス周遊ルート開拓事業（広報、移住ブログ） ・企画乗車券の実施（移住体験住宅利用者への無料乗車券、1か月フリーパス、イベント参加者への無料乗車券） ・運転免許返納サービス見直し
(3) バス運行事業所及び地域等との取組 ・出前講座等（運営委員会や各種サロンでのコミュニティバスを告知）	(3) バス運行事業所及び地域等との取組 ・出前講座等（運営委員会や各種サロンでのコミュニティバスを告知）
(4) 地域公共交通計画 ・策定作業（7月～3月）・協議会開催（年3回 9月、11月、3月）	
(5) コミュニティバス運行管理事業に係る公募	

	令和3年度(国庫補助年度)									令和4年度(国庫補助年度)					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
(1) 地域公共交通活性化協議会 協議会開催	●		●			●		●		●		●			
(2) 利用促進に関すること	←														
時刻表・運行ルートの見直し	←														
時刻表の印刷及び周知	←														
バス停の新設・バス停の名称変更	←														
事業者との連携	←														
広告募集	←														
ギャラリーバスの運行	←														
周遊ルート開拓事業	←														
コロナワクチン個別接種コミュニティバス利用促進事業	←														
(3) バス運行事業所等との連携	←														
出前講座等	←														
(4) 地域公共交通計画	←														
策定作業	←														
(5) コミュニティバス運行管理事業に係る公募	←														

新ダイヤでの運行開始

**令和3年度【当初予算(案)】
基山町地域公共交通活性化協議会 予算書**

歳入 (単位:千円)

款	項	金額
1 負担金	1 負担金	3,177
2 補助金	1 補助金	1,077
3 繰越金	1 繰越金	0
4 諸収入	1 預金利子	1
	2 雑入	240
歳入合計		4,495

歳出 (単位:千円)

款	項	金額
1 運営費	1 会議費	211
	2 事務費	160
2 事業費	1 事業費	4,070
	2 事業費補助	0
3 予備費	3 予備費	54
歳出合計		4,495

**基山町地域公共交通活性化協議会
予算に関する説明書**

第1表 歳入歳出予算事項明細書

1. 統括

歳入 (単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 負担金	3,177	2,100	1,077
2 補助金	1,077	0	1,077
3 繰越金	0	0	0
4 諸収入	241	601	-360
歳入合計	4,495	2,701	1,794

歳出 (単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		一般財源
				特定財源		
				国庫支出金	その他	
1 運営費	371	280	91	0	0	371
2 事業費	4,070	2,031	2,039	0	0	4,070
3 予備費	54	390	-336	0	0	54
歳出合計	4,495	2,701	1,794	0	0	4,495

2. 歳入

(款)1負担金

(項)1負担金 (単位:千円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	3,177	2,100	1,077	1 負担金	3,177	町負担金
計	3,177	2,100	1,077		3,177	

(項)2補助金 (単位:千円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 補助金	1,077	0	1,077	1 負担金	1,077	国庫補助金
計	1,077	0	1,077		1,077	

(款)4諸収入

(項)1預金利子 (単位:千円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 預金利子	1	1	0	1 預金利子	1	

(項)2雑入 (単位:千円)

1 雑入	240	600	-360	1 雑入	240	広告収入
計	241	601	-360		241	

3. 歳出

(款)1運営費

(項)1運営費

(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		一般財源	節		説明
				特定財源			区分	金額	
				国庫支出金	その他				
1 会議費	211	120	91	0	0	211	1 報酬	211	5700円×7人×5回
2 事務費	160	160	0	0	0	160	9 旅費	15	旅費
							11 需用費	45	消耗品費
							18 備品購入費	100	備品購入費
計	371	280	91	0	0	371		371	

(款)2事業費

(項)1事業費

(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		一般財源	節		説明
				特定財源			区分	金額	
				国庫支出金	その他				
1 事業費	4,070	2,031	2,039	0	0	4,070	11 需用費	900	印刷製本費
								50	消耗品費
								100	ポイント付与機器修繕費
							12 役務費	134	通信運搬費
								21	きのくにポイント
							13 委託費	2,154	地域公共交通計画策定業務委託
								50	臨時便運行委託
								200	タイヤ改正に伴うデータ編集費用
							14 使用料及び賃借料	60	地域活動車両借上
15 工事請負費	100	区画線設置工事							
16 原材料費	61	バス停補修材料費							
25 積立金	240	広告収入積立							
2 事業費補助	0	0	0	0	0	0		0	
計	4,070	2,031	2,039	0	0	4,070		4,070	

(款)3予備費

(項)1予備費

(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		一般財源	節		説明
				特定財源			区分	金額	
				国庫支出金	その他				
1 予備費	54	390	-336	0	0	54		54	
計	54	390	-336	0	0	54		54	

様式第 1 - 1 (日本工業規格 A 列 4 番)

3 基交活協第 1 4 号
令和 3 年 6 月 3 0 日

国土交通大臣 殿

基山町地域公共交通活性化協議会
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 6 6 6 番地
会 長 松 田 一 也

生活交通確保維持改善計画認定申請書

生活交通確保維持改善計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり
定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付するこ
と。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和3年6月30日
基山町地域公共交通活性化協議会
会長 松田 一也

生活交通確保維持改善計画の名称

基山町生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

基山町は、東部の平地と西部の山間地という異なる地形を有する地域で面積22.15km²の約3分の2を丘陵地が占める土地である。民間の路線バスが運行されていない地域であり平成26年3月まで町内移動は町の無料循環バスが担っていたが、週2日ずつ3路線の曜日運行について、毎日運行を望む声があった。一方、町の財政負担増加の問題もあり、地域公共交通を取り巻く現状は一層厳しさを増してきている。

こうした状況の中、今後、本格的な少子高齢化社会を迎えるにあたり、誰もが利用し易い公共交通機関とし、移動手段を持たない町民の生活の支えとなる地域公共交通を確保・維持していくことは、町の重要な政策課題である。

町民にとってより利用しやすく、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系を再構築するため、平成25年度に国の地域公共交通確保維持改善事業調査事業を活用し、町内公共交通の状況調査、公共交通利用者等ニーズ把握調査等を実施した。公共交通へのニーズと課題として、免許を持たない高齢者が主な利用者であり、スーパーや病院などの生活利便施設へのアクセス向上を目指した交通体系の構築が必要であることが明確となった。

そこで、生活交通ネットワークの確立、新たな幹線の検討と枝線のネットワークによるコミュニティバスのフィーダー機能としての確立、JRや高速バス等との連携を円滑に行う交通結節点の設定、交通空白地域の解消、多様な公共交通の運行主体の役割分担等を明確にし、住民、民間事業者及び行政が一体となった基山町地域公共交通総合連携計画に基づき、本事業を推進することとした。また、地域の生活を支え、公共施設の利用促進につながる生活に必要な公共施設や民間商業施設、医療機関等都市機能のネットワーク化等、公共交通を結ぶことによるまちづくりを推進している。

計画の進捗として、平成26年7月1日から再編したコミュニティバスの道路運送法4条許可による有料運行（全区間一律100円）を開始した。従前の基山町役場を発着としたルート設定から、住民の生活拠点である基山駅及び商店街を発着点とする新路線とすることで、より目的地に短時間で到着可能となった。また、各ルート週2回の曜日運行から、月曜日から土曜日まで毎日運行とし、そのため車両を1台から2台に増やすこととした。2台の車両は、利用者数の実績と道路状況に応じ、マイクロバスタイプとジャンボタクシータイプで使い分けることとした。従前の無料バスを有料バスにすることは、利用者数に大きな影響を与えることが危惧されたことから、利用者により利便性の高い望まれるダイヤ・ルートの設定をめざし、また、これまでバスを利用していなかった利用者層（潜在的な利用者）を獲得するため、PR活動等露出の機会を増やした。平成28年度に試験運行期間中の利用状況を調査し、弥生が丘方面への利用者数が増加傾向であることから、平成28年10月1日より弥生が丘方面へ本格運行を開始し「向平原（眼科前）」に新設バス停を設置、令和元年10月1日には新たに「高下団地北」、「高下団地南」、「高島団地北」の3箇所に新たなバス停を設置して運行している。令和2年10月1日から三国丸林線の道路拡幅工事のため「高速パークアンドライド」のバス停を一時的に移設している。

現在、本格運行を開始して約7年であるが、町民にも地域の足として定着している。地域の足として利用者層が広がる中で、様々なニーズになるべく応えられるような形で運行ルートの見直し等を行っているが、一方で運行ルート等が複雑になってしまっているという課題もある。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年の3月頃から乗車率が大幅に減少しているためコロナ禍後は乗車率を回復させるための取組も必要となる。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

1) 事業の目標

1日あたりの利用者数

評価指標	目標値			備考
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
利用者数	82人/日	86人/日	90人/日	別途、収支率も注視する

<目標値設定の考え方>

直近（R1.10～R2.9）の一日あたり利用者数の実績値は82人であった。新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、令和4年度は前年度実績並み。令和5年度以降は前年度目標値の5パーセント増を目標とする。

(2) 事業の効果

○事業効果1 日常生活における移手段の確保

地域公共交通確保維持事業による本町のフィーダー系統(けやき台・高島線、宮浦線、園部線、本桜線、長野線)を維持することにより、定期運行による利便性の確保、高齢化が進む地域の移手段が確保され、生活の質が維持される。

○事業効果2 広域移動を担う基幹路線への乗り継ぎ促進・円滑化

乗継拠点である基山駅、高速基山PAの各バス停でJR、甘木鉄道、高速バスの基幹路線への乗り継ぎが可能であるため、基幹路線の利用者数増加や持続的運行が見込める。

○事業効果3 公共交通を活用したまちづくりの活性化

歴史的にも交通の要衝の地であった基山町において、交通結節点を整備し、通勤・通学を含む潜在的な利用者層を獲得することで、住民の外出機会の増加による公共交通利用者数の増加を図り、まちの活性化へとつなげていく。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【バス運行事業所及び地域等との取組み】

- ・時刻表及び運行ルート等の見直し（基山町）
- ・地域のイベント等とあわせたコミュニティバス利用促進（基山町、事業者）
- ・出前講座等の推進（基山町）
（各種サロン等で時刻表や乗換方法等のコミュニティバスの乗り方教室）
- ・広報、HP等によるコミュニティバス利用促進（基山町）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」に記載
別途説明資料を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

基山町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

未定（本年7月下旬～8月上旬に行う公募型プロポーザル審査により、運行事業者を決定し補助対象事業者とする。）

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

平成 25 年 3 月 22 日（第 1 回）

基山町地域公共交通会議、基山町地域公共交通活性化協議会の合同会議開催

平成 25 年 6 月 23 日（第 2 回）（書面）

基山町地域公共交通活性化協議会の役員、予算について承認

平成 25 年 6 月 24 日（第 3 回）

基山町公共交通計画策定調査のプロポーザルについて承認

平成 25 年 9 月 17 日（第 4 回）

基山町公共交通の調査計画について報告

平成 25 年 11 月 26 日（第 5 回）

基山町公共交通の調査結果による現況と課題の整理、基本方針の承認

平成 26 年 2 月 7 日（第 6 回）

基山町地域公共交通総合連携計画・運行計画、生活交通ネットワーク計画（素案）を承認

平成 26 年 3 月 3 日（第 7 回）（書面）

基山町地域公共交通総合連携計画について、全ての構成員から合意

平成 26 年 3 月 24 日（第 8 回）

基山町地域公共交通会議、基山町地域公共交通活性化協議会の合同会議開催により運行事業者決定報告、試験運行に関する事、運賃、協働推進事業、H26 年以降のスケジュールの承認

平成 26 年 4 月 30 日（第 9 回）

試験運行（第 1 次）、運行申請（乗合：運行方法・路線・ダイヤの見直し）、運賃（割引制度等含む）について承認

平成 26 年 6 月 6 日（第 10 回）

試験運行（第 2 次）、割引制度等実施に係る協議、基山町生活交通ネットワーク計画、地域協働推進事業の承認

平成 27 年 1 月 9 日（第 11 回）

ダイヤ等の見直し、協働推進事業協議、平成 26 年度事業評価

平成 27 年 2 月 26 日（第 12 回）（書面）

コミュニティバス路線及びダイヤの見直し、バス停（新設・移設）の議決

平成 27 年 3 月 20 日（第 13 回）

地域協働推進事業承認、平成 27 年度事業説明、平成 27 年 4 月 1 日ダイヤ改正の承認

平成 27 年 6 月 18 日（第 14 回）

基山町地域公共交通活性化協議会規約改正、平成 26 年度決算報告、

平成 27 年度予算（案）及び平成 27 年度事業計画（案）、平成 28 年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認

平成 27 年 6 月 24 日（第 15 回）（書面）

臨時便のダイヤ等承認

平成 27 年 12 月 24 日（第 16 回）

平成 27 年度事業評価、弥生が丘地区試験運行に関することの承認

平成 28 年 1 月 27 日（第 17 回）（書面）

弥生が丘地区試験運行に関するダイヤ、運賃、割引制度、新設バス停等の承認

平成 28 年 6 月 15 日（第 18 回）

平成 28 年度予算（案）及び平成 28 年度事業計画（案）、平成 29 年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認

平成 28 年 12 月 12 日（第 19 回）（書面）

基山町地域公共交通活性化協議会広告審査委員会の設置と組織（案）の承認

平成 29 年 1 月 27 日（第 20 回）（書面）

平成 28 年度事業評価、基山町地域公共交通活性化協議会広告審査委員会の設置に伴う例規改正、運転免許返納サービスについて

平成 29 年 6 月 23 日（第 21 回）

平成 29 年度予算（案）及び平成 29 年度事業計画（案）、平成 30 年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認

平成 29 年 7 月 12 日（第 22 回）（書面）

町道工事に伴うコミュニティバス路線の変更（案）の承認

平成 29 年 1 月 15 日（第 23 回）

平成 29 年度事業評価、コミュニティバス有料広告掲出要綱改正、公共交通サービス向上に関するアンケート結果について

平成 30 年 3 月 13 日（第 24 回）（書面）

平成 29 年度補正予算（案）及び平成 30 年度当初予算（案）の審議について

平成 30 年 6 月 27 日（第 25 回）

平成 30 年度事業計画（案）、平成 31 年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認

平成 30 年 8 月 22 日（第 26 回）（書面）

生活交通確保維持改善計画変更届出書（案）の承認

平成 31 年 1 月 22 日（第 27 回）

地域公共交通確保維持事業に関する事業評価について、コミュニティバスお試し乗車について、運転免許証自主返納者への運賃割引について

令和元年 6 月 26 日（第 28 回）

令和元年度予算（案）及び令和元年度事業計画（案）、令和 2 年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認

令和 2 年 1 月 28 日（第 29 回）

地域公共交通確保維持事業に関する事業評価について、コミュニティバスお試し乗車について

令和 2 年 5 月 14 日（第 30 回）（書面）

役員の改選（副会長）の承認

令和2年7月16日（第31回）
 令和2年度予算（案）及び令和2年度事業計画（案）、令和3年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認

令和3年1月19日（第32回）
 地域公共交通確保維持事業に関する事業評価について、アンケート調査結果について、地域公共交通計画について

令和3年4月26日（第33回）（書面）
 役員の改選（副会長）の承認

令和3年6月28日（第34回）
 令和3年度予算（案）及び令和3年度事業計画（案）、令和4年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認

21. 利用者等の意見の反映状況

- ① 基山町地域公共交通活性化協議会に、住民代表として基山町2行政区の区長会代表が参画し、協議を行った。
- ② 基山町地域公共交通活性化協議会に、民間バス事業者、タクシー事業者の代表者が委員として参画し、協議を行った。
- ③ 現在基山町で運行している循環バスを受託しているタクシー事業者、町内周辺に路線を有するバス事業者に対し、現在の運行内容や行政への要望について聞き取り調査を実施した。
- ④ 基山町地域公共交通活性化協議会は公開としている。
- ⑤ バスへの乗込み調査を行い、バス利用者アンケート調査を行った。
- ⑥ 地域サロン、出前講座等で意見収集を行った。
- ⑦ バス停の新設や利用者ニーズの把握のために、アンケート調査を行った。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	佐賀県 さが創生推進課
関係市区町村	基山町
交通事業者・交通施設管理者等	西鉄バス佐賀株式会社、佐賀県バス・タクシー協会、有限会社基山タクシー、佐賀国道事務所鳥栖維持出張所、佐賀県東部土木事務所、佐賀県公安委員会鳥栖警察署
地方運輸局	佐賀運輸支局
その他協議会が必要と認める者	基山町区長会代表2名、基山町民生委員児童委員協議会、基山町社会福祉協議会、基山町商工会代表

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 佐賀県基山町大字宮浦 666

(所 属) 基山町 定住促進課

(氏 名) 田中 望

(電 話) 0942-92-7920

(e-mail) teiju-3@town.kiyama.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です（ただし、上記2.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

① 予定している時刻・運行予定期間

予定している時刻：時刻表参照

運行予定期間：令和3年10月1日（金）～

② 運行事業者決定の経緯（地域間幹線系統・地域内フィーダー系統共通）

令和3年7月下旬から8月上旬に、基山町コミュニティバス運行管理事業実施に係るプロポーザルで運行管理事業者を決定する。

③ 地域内フィーダー系統の補足

本町の地域間交通であるJR駅、地方鉄道駅、高速バス乗り場全てと接続をさせている。なお、町内にバス路線はない。

④ 系統図、時刻表など（系統の再編・見直し等においては、新旧の系統図）補助の対象が明確にわかる資料

別添資料を添付（きやまコミバス便利帳）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

R4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特別 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
佐賀県 (基山町・ 鳥栖市)	事業者未定	(1) 基山駅～けやき台～高島団地～老人憩の家～基山駅系統(4便)	基山駅	けやき台～高島団地～老人憩の家	基山駅	(循環) 13.8 km	294日	588回		路線定期運行	②(2)	JR基山駅、JRけやき台駅、高速基山PAへの乗り継ぎに適した接続	③
		(2) 基山駅～けやき台～高島団地～基山駅系統(1,2便)	基山駅	けやき台～高島団地	基山駅	(循環) 9.2 km	294日	588回		路線定期運行	②(2)	JR基山駅、JRけやき台駅、高速基山PAへの乗り継ぎに適した接続	③
		(3) 基山駅～けやき台～高島団地～やいがおか～老人憩の家～基山駅系統(3便)	基山駅	けやき台～高島団地～やいがおか～老人憩の家	基山駅	(循環) 16.1 km	294日	294回		路線定期運行	②(2)	JR基山駅、JRけやき台駅、高速基山PAへの乗り継ぎに適した接続	③
		(4) 基山駅～けやき台～高島団地～やいがおか～老人憩の家～基山駅系統(6,8便)	基山駅	けやき台～高島団地～やいがおか～老人憩の家	基山駅	(循環) 17.1 km	294日	588回		路線定期運行	②(2)	JR基山駅、JRけやき台駅、高速基山PAへの乗り継ぎに適した接続	③
		(5) 基山駅～けやき台～高島団地～やいがおか～老人憩の家～基山駅系統(7,9,10便)	基山駅	けやき台～高島団地～やいがおか～老人憩の家	基山駅	(循環) 14.8 km	294日	882回		路線定期運行	②(2)	JR基山駅、JRけやき台駅、高速基山PAへの乗り継ぎに適した接続	③
		(6) 基山駅～けやき台～高島団地～やいがおか～基山駅系統(5便)	基山駅	けやき台～高島団地～やいがおか	基山駅	(循環) 11.5 km	294日	294回		路線定期運行	②(2)	JR基山駅、JRけやき台駅、高速基山PAへの乗り継ぎに適した接続	③
	事業者未定	(7) 園部通学～長野～宮浦～中心部～本桜～園部～中心部(月水金1便)	小松	園部～長野～宮浦～中心部～本桜～園部～中心部	基山駅	往 38.8km 復 0.0km	144日	72回		路線定期運行	②(2)	JR基山駅、JRけやき台駅、幹線系統のけやき台・高島線への乗り継ぎ接続	③
		(8) 宮浦～園部～中心部～本桜～長野～中心部(月水金2便)	基山駅	宮浦～園部～中心部～本桜～長野～中心部	基山駅	(循環) 33.5 km	144日	144回		路線定期運行	②(2)	JR基山駅、JRけやき台駅、幹線系統のけやき台・高島線への乗り継ぎ接続	③
		(9) 宮浦～長野～中心部～本桜～園部(月水金3便)	基山駅	宮浦～長野～中心部～本桜～園部	基山駅	(循環) 29 km	144日	144回		路線定期運行	②(2)	JR基山駅、JRけやき台駅、幹線系統のけやき台・高島線への乗り継ぎ接続	③
		(10) 中心部～本桜～長野～中心部～宮浦～園部(月水金4便)	基山駅	中心部～本桜～長野～中心部～宮浦～園部	基山駅	(循環) 33.5 km	144日	144回		路線定期運行	②(2)	JR基山駅、JRけやき台駅、幹線系統のけやき台・高島線への乗り継ぎ接続	③
		(11) 園部通学～長野～宮浦～中心部～園部～本桜～中心部(火木土1便)	小松	園部通学～長野～宮浦～中心部～園部～本桜～中心部	基山駅	往 38.8km 復 0.0km	144日	72回		路線定期運行	②(2)	JR基山駅、JRけやき台駅、幹線系統のけやき台・高島線への乗り継ぎ接続	③
		(12) 長野～本桜～中心部～園部～宮浦～中心部(火木土2便)	基山駅	長野～本桜～中心部～園部～宮浦～中心部	基山駅	(循環) 33.5 km	144日	144回		路線定期運行	②(2)	JR基山駅、JRけやき台駅、幹線系統のけやき台・高島線への乗り継ぎ接続	③
		(13) 長野～園部～中心部～本桜～宮浦(火木土3便)	基山駅	長野～園部～中心部～本桜～宮浦	基山駅	(循環) 29 km	144日	144回		路線定期運行	②(2)	JR基山駅、JRけやき台駅、幹線系統のけやき台・高島線への乗り継ぎ接続	③
		(14) 中心部～本桜～園部～中心部～宮浦～長野(火木土4便)	基山駅	中心部～本桜～園部～中心部～宮浦～長野	基山駅	(循環) 33.5 km	144日	144回		路線定期運行	②(2)	JR基山駅、JRけやき台駅、幹線系統のけやき台・高島線への乗り継ぎ接続	③

申請 番号	系統名	キロ程	令和4年度 運行計画																備考	
			1日当たり運行回数						運行日数							計画運行日数	計画運行回数	計画実車走行キロ		
			月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土	日					祝
1	基山駅～けやき台～高島団地～老人憩の家～基山駅系統(4便)	13.8	1	1	1	1	1	1	47	50	48	49	49	51	-	-	294	294	4,057	12/29～1/3運休
2	基山駅～けやき台～高島団地～基山駅系統(1、2便)	9.2	2	2	2	2	2	2	47	50	48	49	49	51	-	-	294	588	5,410	〃
3	基山駅～けやき台～高島団地～やよいがおか～老人憩の家～基山駅系統(3便)	16.1	1	1	1	1	1	1	47	50	48	49	49	51	-	-	294	294	4,733	〃
4	基山駅～けやき台～高島団地～やよいがおか～老人憩の家～基山駅系統(6、8便)	17.1	2	2	2	2	2	2	47	50	48	49	49	51	-	-	294	588	10,055	〃
5	基山駅～けやき台～高島団地～老人憩の家～基山駅系統(7、9、10便)	14.8	3	3	3	3	3	3	47	50	48	49	49	51	-	-	294	882	13,054	〃
6	基山駅～けやき台～高島団地～老人憩の家～基山駅系統(5便)	11.5	1	1	1	1	1	1	47	50	48	49	49	51	-	-	294	294	3,381	〃
7	園部通学～長野～宮浦～中心部～本桜～園部～中心部(月水金1便)	38.8	0.5	0	0.5	0	0.5	0	47		48		49		-	-	144	72	2,794	〃
8	宮浦～園部～中心部～本桜～長野～中心部(月水金2便)	33.5	1	0	1	0	1	0	47		48		49		-	-	144	144	4,824	〃
9	宮浦～長野～中心部～本桜～園部(月水金3便)	29	1	0	1	0	1	0	47		48		49		-	-	144	144	4,176	〃
10	中心部～本桜～長野～中心部～宮浦～園部(月水金4便)	33.5	1	0	1	0	1	0	47		48		49		-	-	144	144	4,824	〃
11	園部通学～長野～宮浦～中心部～園部～本桜～中心部(火木土1便)	38.8	0	0.5	0	0.5	0	0.5		50		49		51	-	-	150	75.0	2,910	〃
12	長野～本桜～中心部～園部～宮浦～中心部(火木土2便)	33.5	0	1	0	1	0	1		50		49		51	-	-	150	150	5,025	〃
13	長野～園部～中心部～本桜～宮浦(火木土3便)	29	0	1	0	1	0	1		50		49		51	-	-	150	150	4,350	〃
14	中心部～本桜～園部～中心部～宮浦～長野(火木土4便)	33.5	0	1	0	1	0	1		50		49		51	-	-	150	150	5,025	〃

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	基山町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域	3,316

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,375	園部地区(行政区:第1区の一部、第2区)	局長指定
624	宮浦地区(行政区:第4区)	局長指定
465	城戸地区(行政区:第6区の一部)	局長指定
232	けやき台地区(行政区:第17区の一部)	局長指定
620	きやま台・神の浦地区(行政区:第10区)	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
佐賀県地域公共交通網形成計画	平成29年3月31日	平成30年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

基山町交通不便地域の指定申請 地図

- JR鹿児島本線駅(けやき台駅、基山駅)から
半径1,000mの正円
- 地方鉄道(甘木鉄道)駅から
半径1,000mの正円
- JR鹿児島本線駅(弥生が丘駅)から
半径1,000mの正円
- 隣接市(鳥栖市)の補助系統(弥生が丘循環線)

指定を受けようとする地域

- ①第1区の一部・第2区(園部地区)
- ②第4区(宮浦地区)
- ③第6区の一部(城戸地区)
- ④第17区の一部(けやき台地区)

フィーダー系統

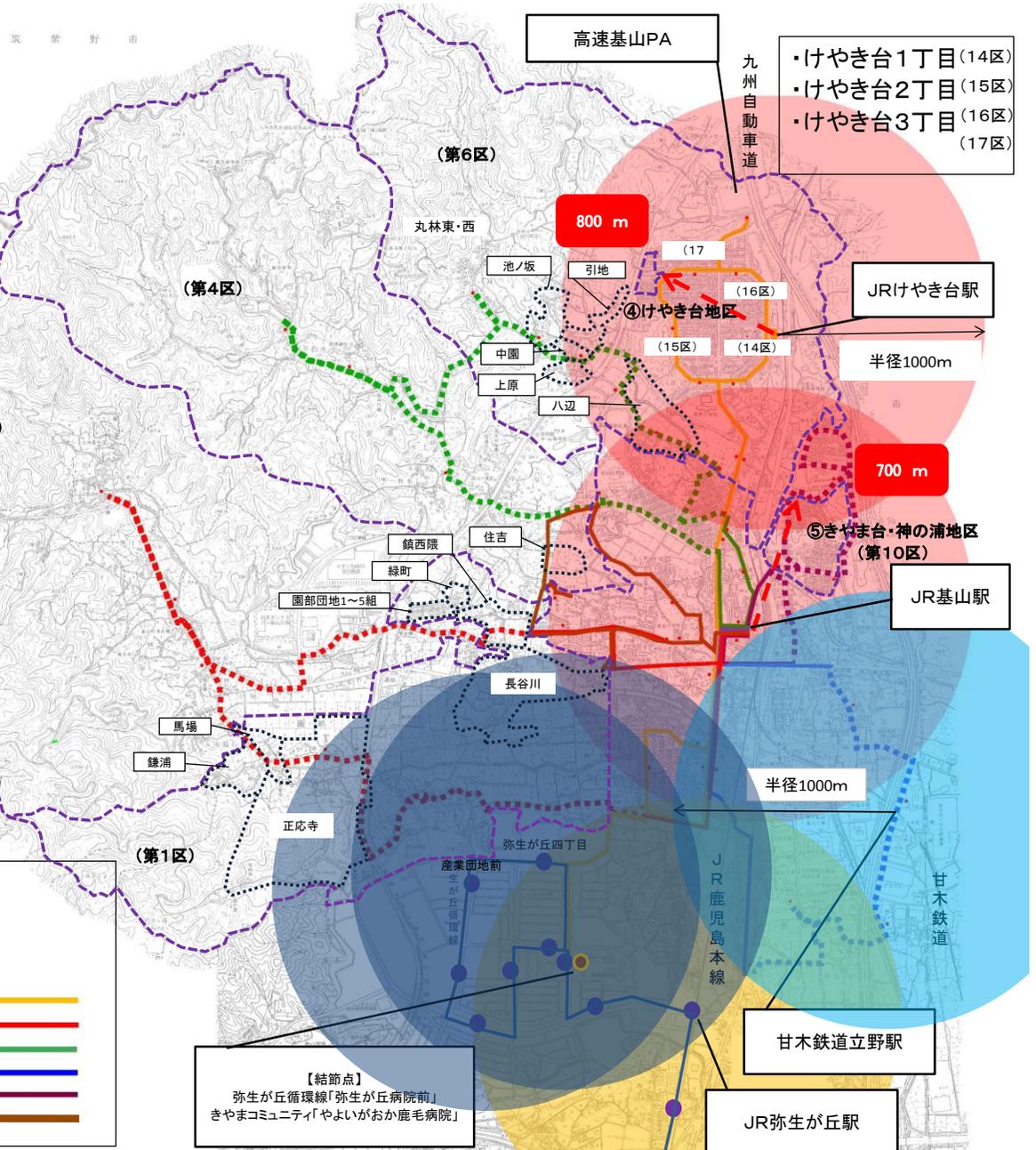
- (1号車)西鉄バス佐賀(株)2系統
- ①基山駅～けやき台～高島団地～憩の家～基山駅系統
 - ②基山駅～けやき台～高島団地～基山駅系統
 - ③基山駅～けやき台～高島団地～やよいがおか～憩の家～基山駅系統
- (2号車)南基山タクシー6系統
- ④月水金1便(園部通学～長野～宮浦～中心部～本桜～園部～中心部)
 - ⑤月水金2便(宮浦～園部～中心部～本桜～長野～中心部)
 - ⑥月水金3便(宮浦～長野～中心部～本桜～園部)
 - ⑦月水金4便(中心部～本桜～長野～中心部～宮浦～園部)
 - ⑧火木土1便(園部通学～長野～宮浦～中心部～園部～本桜～中心部)

導入予定の路線

実線 停留所乗降区間
点線 フリー乗降区間

- (1号車) けやき台～高島線
- (2号車) 園部線
- 宮浦線
- 長野線
- 本桜線
- (1号車・2号車共通) 中心部巡回路線

基山町



【結節点】
弥生が丘循環線「弥生が丘病院前」
きやまコミュニティー「やよいがおか毛病院」

3.地域公共交通計画の概要

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する **地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿**を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない（努力義務化）

計画のポイント（R2改正）

- ◆ **まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保**
 - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
 - ・観光振興施策との連携 ・地域公共交通施策と福祉施策の一層の連携
 - ◆ **地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**
 - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
 - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
 - ◆ **地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ**
 - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源を最大限活用
 - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
 - ◆ **住民の協力を含む関係者の連携**
 - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
 - ⇒ 地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ
- +
- ◆ **利用者数、収支、行政負担額等の定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等を規定 ⇒ データに基づくPDCAを強化**



地域公共交通計画の考え方

まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成

地域における輸送資源の総動員

網形成計画と同様

今般新たに追加

メニューの充実やPDCAの強化により、持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

⇒ 国が予算・ノウハウ面を支援、地域の取組を更に促進

※チェックシート等を活用し、案の作成段階から運輸局が支援

【事業主体】

- ・基山町地域公共交通活性化協議会

【対象区域】

- ・基山町全域

【策定期間】

令和4年3月31日まで

【今後計画策定する際に行う業務内容】

- ・地域の特性・輸送資源の現状把握および上位・関連計画の整理
- ・コロナ禍における基山町の交通状況の把握
- ・移動ニーズ及び地域公共交通の現状把握
- ・目標及び実施施策の検討
- ・計画のとりまとめ
- ・報告書作成

※成果品については、基山町活性化協議会に帰属する。

新型コロナワクチン個別接種利用件数

日付	号車	利用医療機関	乗車バス停	降車バス停
2021/5/31	2	つくし整形外科	園部団地	脇田交差点
2021/6/8	2	中洲医院	13区公民館	モール商店街
2021/6/8	2	中洲医院	基山駅	13区公民館

同

6/22現在
 延べ3人
 利用者数2人

新型コロナウイルスワクチン集団接種用巡回バス利用件数 (4/25~6/20)

バス停名	1便		2便		3便		4便		5便		6便		合計			
	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降		
【北回り】																
きやま鹿毛医院	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	9	0	4	0	56	0
基山町役場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第4区公民館	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
第6区公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
けやき台2丁目公民館	2	0	2	1	0	3	5	0	0	2	0	0	0	0	9	6
けやき台4丁目公民館	6	0	7	6	0	10	2	0	5	5	0	4	0	4	20	25
けやき台3丁目公民館	4	0	11	4	0	7	1	0	0	1	0	0	0	0	16	12
けやき台1丁目公民館	0	0	1	0	0	0	2	0	1	2	0	0	0	0	4	2
第13区公民館	0	0	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
きやま台	2	0	3	2	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	5	8
きやま鹿毛医院	0	15	0	29	0	1	0	10	0	5	0	0	0	0	0	60
小計	15	15	42	42	31	31	10	10	15	15	4	4	117	117		
【南回り】																
きやま鹿毛医院	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0	1	0	0	7	0
基山駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第5区公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第7区公民館	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
第11区公民館	0	0	3	0	0	1	4	0	2	2	0	1	0	1	9	4
第1区公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2区公民館	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1
きやまふれあいセンター	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
きやま鹿毛医院	0	2	0	5	0	0	0	5	0	2	0	0	0	0	0	14
小計	2	2	5	5	3	3	5	5	5	5	1	1	21	21		
合計	17	17	47	47	34	34	15	15	20	20	5	5	138	138		

基山町コミュニティバス運行管理事業仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、基山町が発注する基山町コミュニティバス運行管理事業に係る、基山町コミュニティバスの運行に関する業務に適用する。

【基山町コミュニティバス運行管理事業】令和3年10月1日～令和6年9月30日

2 目的

現在基山町では、日常生活における通院、買物等町内の移動ニーズに対応するため、コミュニティバス路線6路線を運行している。本仕様書は、コミュニティバスの運行に関して、町民等の公共交通確保維持改善を図ることを目的とする。

3 事業内容

1 事業形態

本町の受注者として選定された運行管理事業者（以下「運行管理事業者」という。）で、この仕様書に基づく運行管理業務等に関する協定を締結し、運行管理事業者は、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。

2 運行開始日

令和3年10月1日

3 運行開始手続

運行管理事業者は、運輸局への申請・許認可に関する業務をはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて、遅滞なく確実にを行うこと。

4 運行路線・バス停配置

運行する路線・バス停配置はきやまコミュニティバス便利帳を参照とする。

路線名

(ア)【幹線系統】… 事業区分A

けやき台・高島線、中心部巡回線

(イ)【枝線系統】… 事業区分B

園部線、宮浦線、長野線、本桜線、中心部巡回線

5 運行日

各路線の運行日は、月曜日から土曜日とし、日曜日、祝日、年末年始は運休とする。

6 運行ダイヤ

各路線の運行ダイヤは「きやまコミュニティバス便利帳」のとおりとする。

(※運行改善に伴い見直しを行う場合がある。)

7 運行車両

1 車両の条件

車両は「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準」に適合する自動車、又は九州運輸局の定める「移動等円滑化基準適用除外自動車の認定要領」に適合する自動車であることが望ましいが、困難な場合は、本町と協議し承諾を受けること。また、路線定期運行の各種基準に適合する仕様とすること。

2 使用車両は以下のとおりとする。なお、予備車両は含んでいない。

(ア) けやき台・高島線、中心部巡回線【幹線系統】… 事業区分A

乗車定員（乗務員を含まず、9人乗り以上）

(イ) 園部線、宮浦線、長野線、本桜線、中心部巡回線【枝線系統】… 事業区分B

乗車定員（乗務員を含まず、9人乗り以上）

※ 両路線において、予備車両を準備すること。

※ 運行の状況を考慮し、追走車両、または、乗車人数が多い車両により運行改善がでること。

3 車両の確保

運行に使用する車両は運行管理事業者で準備するものとし、維持管理を行うものとする。車両の車検及び故障等により使用できない場合の予備車両及び定員超過時の対応のための予備車両は、運行管理事業者で準備する。

車両デザイン等は、マグネットシール等により運行系統が分かるようにすること。

4 車両確保の確認

運行管理事業者は、運行開始日の1週間前までに運行予定の車両を準備し、本町の確認を受けること。

8 運行準備

1 運行開始日までに道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の認可等に関する審査基準を満たすこと。

2 運行開始日までに運行路線について各種法令に基づく許可、認可等を有すること。

3 運行開始日までに各種法令に基づく施設、設備、体制が整い、問題なく運行できること。

4 運行管理事業者のやむを得ない事情等により、運行開始日までに手続きが整わない場合は、発覚した時点で直ちに本町へ報告し、その対応について協議するとともに、一刻も早く基準を満たして運行するよう努めること。

5 バス停留所設置に係る各種許可・届出等の手続きは、本町と協力して行うこと。

9 料金

1 通常料金

輸送した時間並び距離にかかわらず1日当たりの定額料金とする。料金の変更等が必要になった場合は、地域公共交通会議で協議のうえ決定する。

2 割引対象者

下記の者については、料金を割引くものとする。

ア 小学生

イ 回数券などの割引制度や乗継券の利用者

3 無料対象者

下記の者については、無料とする。

ア 小学生未満

イ 身体（精神）障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれかを携帯している方

ウ 運転免許証の自主返納者

エ 移住体験住宅利用者コミバスお試しパスポートを携帯している方

10 車内広告

- 1 車内掲示用の案内表示の作成（路線図、運行ダイヤ）は、基本的には運行管理事業者で行う。
- 2 運行管理事業者は、本町と協議の上、車内広告等を掲出することができるものとする。

11 運行経費の負担

1 負担の方法

当該路線は地域公共交通確保維持改善事業の補助金を受けることを前提とする。本町の負担は、当該路線の運行に関する予算の範囲内で、次のとおりとする。

負担額＝（運行経費見積額と業務期間における運行経費のうち、いずれか少ない額）－当該路線に係る収入（地域公共交通確保維持改善事業の補助金を含む。）

ただし、燃料費の高騰など運行管理事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行経費が増加した場合は、別途協議するものとする。

2 経費には以下のものを含むこととする。

ア 人件費（運転業務及び停留所ごとの乗降記録を含む）

イ 燃料油脂費

ウ 車両の調達費

エ 車両の修繕、点検、保管費

オ 課税公課（自動車税・自動車重量税）

カ 保険料（自動車損害賠償責任保険料掛金、自動車任意保険料掛金）

キ 停留所設備の維持・管理

ク その他業務に必要な経費

- 3 その他業務には、運輸局への申請業務、地域公共交通会議・地域公共交通活性化協議会への報告業務、乗降客の安全確保・移動制約者の乗降補助、乗車券の発行、料金徴収・管理、車内案内アナウンス、緊急時の対応（緊急連絡、予備車の確保等）、車両清掃、業務期間中の運行に係る備品の補完・管理等、運行に必要な業務一切を含むものとする。

12 公募時の提案事項

- 1 運行管理事業者は、公募時の提案事項に基づき、運行管理事業を行うものとし、年度末までに公募時の提案事項の実施状況を報告するものとする。
- 2 本町は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができる。

13 利用状況調査の実施

乗降調査

- ア 調査員等により、利用者ごとの乗車場所及び降車場所を調査する。
- イ 乗務員等により、便及びバス停別の乗降者数を調査する。
- ウ 調査後速やかに調査結果をまとめ、報告書を作成する。
- エ 調査日
アの調査は、運行期間内で本町の指示により決定し、半年間に1日程度とする。この調査は原則、全運行日とする。

14 運行管理

- 1 運行管理事業者は、利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。
- 2 運行管理事業者は、協定書締結までに許認可に係る証書の写し、業務従事者及び運行管理者名簿、車両及びバス停管理台帳、事故及び苦情等の処理体制を示した書類等を町に提出すること。なお、その後の異動があった場合についても同様とする。
- 3 運行管理事業者は、毎月5日までに前月の運行及び車両管理状況、乗降者数、運賃収入等の報告書及び本町の指示する資料を町に提出すること。
- 4 車両の点検・車検又は故障等による代車については、運行の支障のないように同等品以上の車両を準備し、運行すること。

15 管理体制

- 1 管理責任者
 - ア 運行管理事業者は、業務を執行するにあたり管理責任者を定める。
 - イ 管理責任者は、乗務員及び運行管理業務に係る者を監督し、常に適正な運行管理に努めなければならない。
 - ウ 管理責任者は、業務を執行するにあたり交通安全に万全を期し、従事者に交通安全教育を徹底させるものとする。
 - エ 乗務員及び運行管理業務に携わる者には、心身に異常のある者を従事させないこと。
 - オ 運転中に事故が発生した場合は、管理責任者は直ちに事故調査をし、町へ事故の詳細を報告するとともに、速やかに事故処理の対応をすること。なお、故障並びに苦情等についての対応も同様とする。
 - カ 運行中の事故等による損害又は障害等に対する賠償は、運行管理事業者がその責を負うこと。ただし、運行管理事業者の責によらないものは、この限りでない。
 - キ 運行管理事業者は、本業務の実施にあたり、損害賠償任意保険に加入しなければならない

い。

ク 天災、その他やむを得ない事由により、運行の変更又は中止をする場合は、速やかに町へ報告しなければならない。

ケ 運行管理事業者は、利用者からの意見や要望があった場合は、速やかに町へ報告するものとする。

2 乗務員

ア 業務に従事する乗務員は法定免許取得者とし、事故防止に最善の注意を払うこと。

イ 運転中に事故が発生した場合には、乗務員は直ちに管理責任者に報告し、指示を仰ぐこと。なお、故障及び苦情等についての対応も同様とする。

ウ 天災、その他やむを得ない事由によりバス運行に支障が生じる恐れがあると判断したときは、乗務員は直ちに管理責任者に報告し指示を仰ぐこと。

16 補助金の申請手続き等

運行管理事業者は、国庫補助の「地域公共交通確保維持改善事業」の補助金交付を受けるための申請書作成や交付額決定後の支払請求書提出等の必要な手続きを行う。

17 契約または協定の解除

本町は、次のいずれかに該当すると認められたときは、協定の全部又は一部を解除することができる。

ア 運行管理事業者が協定に定める義務を履行しないとき。

イ 運行管理事業者の責に帰する理由により、運行期間内に運行管理事業を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

18 損害賠償

運行管理事業者は、運行の実施にあたり、バス利用者の生命及び身体を害したとき、あるいは他者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

19 協議事項

本仕様書に定めのない事項及び協定の各条の解釈に疑義が生じた場合は、本町と運行管理事業者の双方が誠意をもって協議のうえ、定めるものとする。

20 その他

1 運行管理事業者は、関係法令遵守の上、本運行管理事業を遂行するものとする。

2 運行期間中に発生した、本運行管理事業に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、運行管理事業者が負うものとする。

3 運行管理事業者として選定後、基山町地域公共交通会議・基山町地域公共交通活性化協議会の委員として参加を要請する場合があるので、対応すること。なお、協定締結後は基山町地域公共交通会議・基山町地域公共交通活性化協議会の委員として参加することを条件とす

る。

- 4 本町での協議により、運行開始後に運行サービス水準（運行路線・バス停配置、運行ダイヤ、運行日、運行車両、料金など）を変更する場合がありますので、基山町地域公共交通会議・基山町地域公共交通活性化協議会で承認が得られた場合は対応すること。

公募型プロポーザルスケジュール

公募開始（実施要領等の公表）	令和3年6月22日（火）
参加表明書受付期間	令和3年6月22日（火）～ 令和3年7月2日（金）
参加表明に関する質問期間	令和3年6月22日（火）～ 令和3年6月28日（月）
参加資格審査結果通知書送付	令和3年7月9日（金）
提案書受付期間	令和3年7月12日（月）～ 令和3年7月26日（月）
提案に関する質問期間	令和3年7月12日（月）～ 令和3年7月20日（火）
提案書プレゼンテーション	令和3年7月下旬～8月上旬 予定
審査結果通知	令和3年7月下旬～8月上旬 予定

令和3年度スマートモビリティチャレンジへの応募について

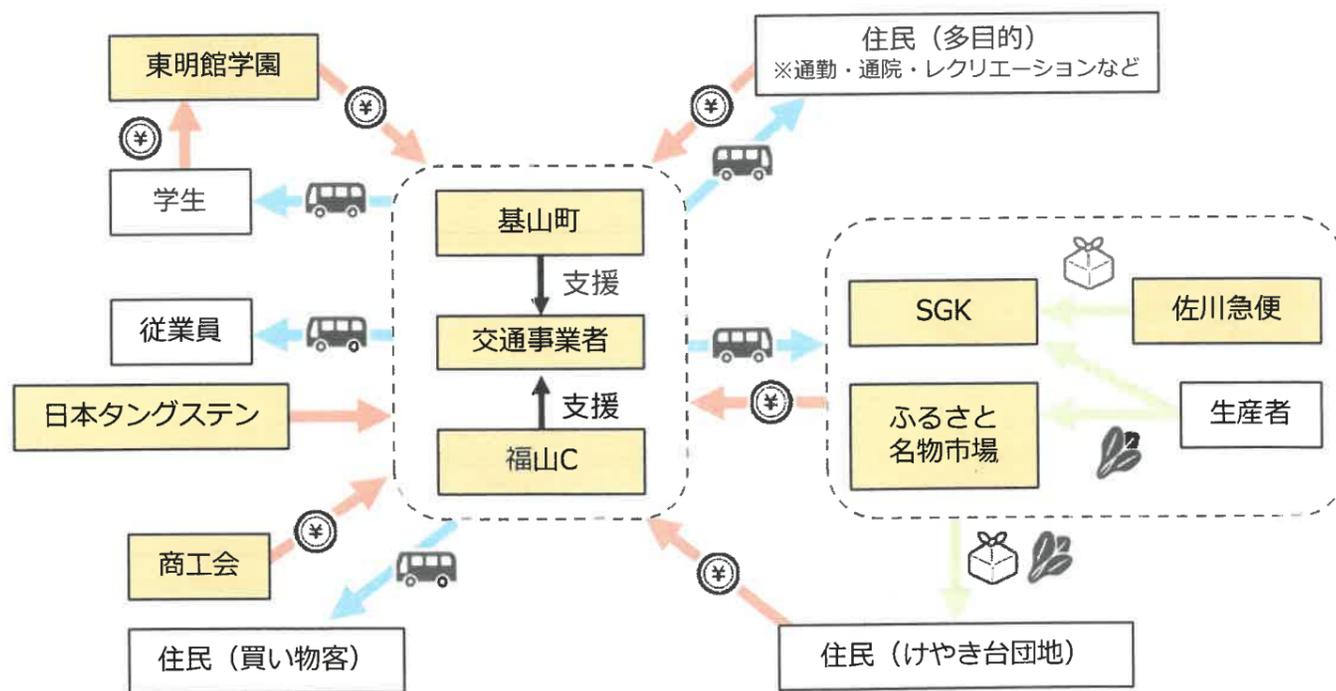
1. 提案事業のコンセプト

- 1 **持続可能な利便性の高い**公共交通の実現
- 2 高齢者の**運転免許返納**の推進
- 3 高齢者が**元気で住まえるまちづくり**の推進



2. 提案事業の内容

事業メニュー	事業内容
① オンデマンドモビリティ	オンデマンドモビリティの導入 ※移動需要を踏まえて一時的に定期・定路線での運行を想定
② 貨客混載事業	「SGK」の活動（宅配拠点、朝市など）と連携した宅配物や農産物の配送・集荷サービス
③ 宅配事業	小売店や飲食店との連携による商品輸送サービス
④ 定額料金制	移動需要喚起のため定額料金制を導入



3. オンデマンドモビリティの運行イメージ

オンデマンドモビリティ

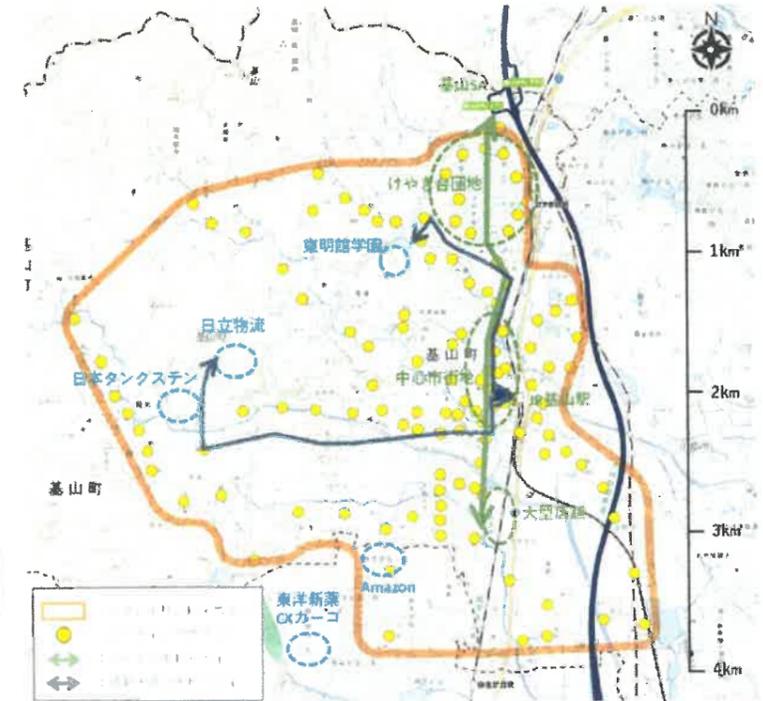
- ✓ 現在のコミュニティバス運行エリアを対象に、オフピークを中心に運行
- ✓ 設定したミーティングポイント（現コミュニティバス乗降場所の2倍程度を想定）間を運行
- ✓ ミーティングポイントは協賛金を支払って頂く事で追加可能

シャトルモビリティ

- ✓ 交通拠点（基山SA・JR基山駅）、中心市街地、大型店舗、主要団地が隣接する「けやき通り」を運行
- ✓ オフピークを中心に15分間隔の高頻度運行

通勤・通学モビリティ

- ✓ 通勤・通学・帰宅が集中する朝・夕ピークは優先運行
- ✓ オフピークはオンデマンド対応



朝ピーク (7時~9時)	オフピーク (9時~16時)	夕ピーク (16時~20時)
デマンド：2台 シャトル：0台(デマンド対応) 通勤通学：4台	デマンド：4台 シャトル：2台 通勤通学：0台(デマンド対応)	デマンド：1台 シャトル：2台 通勤通学：3台

4. 今後のスケジュール

R3年5月下旬頃	公募開始
R3年6月中旬頃	第3回研究会開催
R3年6月下旬頃	応募書類の提出
R3年8月下旬頃	対象地域の選定
R3年11月頃	実証実験の実施（概ね1カ月間）
R3年12月~	実証実験の効果検証・評価